

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 13 日現在

機関番号：13902

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530005

研究課題名(和文)民法施行法第10条(沖縄条項)の制定・削除過程とその法的・歴史的意義に関する研究

研究課題名(英文)Article 10 of the Act for the Enforcement of the Civil Code and Its Legal and Historic Significance.

研究代表者

青嶋 敏(AOSHIMA, Satoshi)

愛知教育大学・教育学部・教授

研究者番号：10202483

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：民法施行法(明治31年6月公布)の第10条は「民法中不動産上ノ権利ニ関スル規定八当分ノ内之ヲ沖縄県ニ施行セス」と規定していた。この規定(沖縄条項)は、明治39年3月に民法施行法中改正法律によって削除された。本研究は、この沖縄条項の制定と削除の経緯とその法的及び歴史的意義を検討した。沖縄条項制定の最大の理由は沖縄における旧慣土地制度の存在であったこと、沖縄条項の削除は沖縄県における土地整理事業の完成が前提であったが明治政府の政局の影響で約2年遅れたこと、不動産登記制度も沖縄条項の削除まで適用されなかったこと、不動産法の適用が沖縄の経済社会に大きな変化をもたらしたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Article 10 of the Act for the Enforcement of the Civil Code prescribed "the rules relating to the real estate rights of Civil Code are not enforced for the duration in Okinawa". This Okinawa clause was deleted in 1906 by a revised law of this Act. This study examined not only the process of the enactment and the deletion of this clause but also its legal and historic significance. As a result, the following points became clear. The biggest reason of the Okinawa clause enactment was the existence of the customary law about the land in Okinawa. As for the deletion of this clause, the completion of the land reform in Okinawa was a premise. However, the deletion of this clause was two years behind schedule because of the political influence of the Meiji government. The real estate registration system was not applied to Okinawa until the deletion of this clause. The application of the rules relating to the real estate rights to Okinawa brought some big changes in the society of Okinawa.

研究分野：民法学、法社会学

キーワード：沖縄条項 民法施行法第10条 民法施行法案 民法施行法中改正法律案 民法中不動産上ノ権利ニ関スル規定 沖縄県土地整理事業 旧慣土地制度 不動産登記法施行

1. 研究開始当初の背景

明治12年の「琉球処分」=沖縄県設置によって日本国の版図内に組み込まれた沖縄県にも日本の国内法(以下「日本近代法」という。)が施行されることになったが、沖縄県への日本近代法の施行(琉球・沖縄からみれば日本近代法の受容)は他府県と同様に一律に行われたわけではなく、日本国政府の政策目的の実現の手段として比較的早期に沖縄県に施行された場合(学校制度、警察制度、戸籍制度など)と、琉球王朝時代以来の固有の制度や沖縄社会の実情を考慮して明治中期ないし大正期まで「旧慣」が「温存」された場合(裁判制度、土地制度、租税制度、地方制度など)とがある。

ところで、沖縄県における日本近代法の施行=受容過程が上述のような特質を有するために、明治以降に日本国政府が制定した法令の中には、沖縄県のための特例を定めた法令(たとえば、明治29年3月7日公布勅令第19号「沖縄県区制」、明治31年12月22日公布勅令第352号「沖縄県間切島規程」、明治32年3月11日公布法律第59号「沖縄県土地整理法」、明治40年3月16日公布勅令第46号「沖縄県及島嶼町村制」、明治42年3月12日公布勅令第20号「沖縄県二関スル府県制特例ノ件」)や、沖縄県への適用除外を定めた法令(たとえば、明治21年4月25日公布法律第1号「町村制」第132条、明治23年10月9日公布法律第103号「沖縄県二商法施行延期ノ件」、明治31年6月21日公布法律第11号「民法施行法」第10条、明治32年3月23日公布法律第85号「国有林野法」第26条)が多数存在している。しかし、これら戦前期沖縄県関係の中央法令の総合的な研究はいまだ十分になされていない。そこで本研究では、これら戦前期沖縄県関係の中央法令の総合的な研究の手始めとして、沖縄県における日本近代法の施行=受容過程において重要な役割を果たしたと考えられる民法施行法第10条に焦点を当てて考察することとした。

すなわち、民法第一編第二編第三編(明治29年4月27日公布法律第89号)および民法第四篇第五編(明治31年6月21日公布法律第9号)の施行日(ともに明治31年7月16日)と同日で施行された民法施行法は、その第10条において、「民法中不動産上ノ権利二関スル規定八当分ノ内之ヲ沖縄県ニ施行セス」と規定していた(以下この民法施行法第10条を「沖縄条項」という。)。この沖縄条項は、その後、民法施行法中改正法(明治39年4月22日公布法律第13号)によって削除された。この沖縄条項の存在により「民法中不動産上ノ権利二関スル規定」(以下「不動産法」という。)の沖縄県への施行が結果的に8年9か月延期され、その間に沖縄県では土地整理法(明治32年4月1日施行)に基づく土地整理事業(日本本土における明治初年の土地官民有区分と地租改正に相当す

る事業)が遂行された。従来の沖縄における近代法の研究(とりわけ土地整理法や土地整理事業に関する研究)においても、この沖縄条項の存在についてはしばしば言及されてきたが(たとえば、田里修「沖縄県における地租改正の特色」[『沖縄文化』51号、1979年]を始めとする同氏の土地整理法に関する一連の研究における言及のほか、『沖縄県議会史』における帝国議会本会議議事録の史料紹介などがある。)、沖縄条項そのものの制定と削除の経緯についての本格的な検討はいまだ行われていない。そこで本研究は、沖縄条項の制定と削除の経緯を法典調査会や帝国議会の議案・法案等の原資料や審議録・議事録等により検討することを通じて、沖縄県における近代日本法(不動産法)の施行=受容過程とその法的・歴史的意義を考察することとした。

2. 研究の目的

民法の施行日(明治31年7月16日)と同日で施行された民法施行法は、その第10条において「民法中不動産上ノ権利二関スル規定八当分ノ内之ヲ沖縄県ニ施行セス」と規定していたが、この規定は、明治39年に民法施行法の一部改正法によって削除された。その間に沖縄県では土地整理事業が遂行され、旧慣土地制度の改革が行われた。本研究は、この民法施行法第10条の制定と削除の経緯を法典調査会や帝国議会の議案・法案等の原資料や審議録・議事録等により検討することを通じて、沖縄県における近代日本法(特に不動産法)の施行=受容過程とその法的・歴史的意義を考察することを目的とする。

3. 研究の方法

各年度の研究実施計画に従って、国立国会図書館、国立公文書館、京都大学法学部図書室、法政大学市ヶ谷図書館、沖縄県立図書館において文献資料調査を行い、収集した文献資料の整理・分析を行うとともに、法典調査会や帝国議会の議事録の検討を行うことにより民法施行法10条(沖縄条項)の制定・削除過程とその法的・歴史的意義に関する研究を行った。

4. 研究成果

本研究の結果次の諸点が明らかになった。
 (1) 法典調査会での民法施行法案策定の当初段階の予決議案(明治30年4月19日)において、「民法八手続上施行シ難キ規定ヲ除ク外台湾、沖縄県、北海道、伊豆七島及ヒ小笠原島ニモ之ヲ施行スルコト」という条項が存在したこと。
 (2) 法典調査会におけるこの予決議案の審議では、「不動産制度ハ登記ナクテハ煩雜極リナク殆ント権利ノ所在ヲ知ルニ由ナク頗ル困難」であり、不動産登記制度の適用のない沖縄や伊豆七島等には民法中の不動産法の適用を除外すべきであるとの議論がなさ

れたが、確定案とはならなかったこと。

(3) その後「沖縄県ニ民法施行ニ就キ意見ノ有無」について法典調査会から内務省へ照会がなされ、明治30年11月8日に内務次官から、「沖縄県ノ土地八旧藩ノ制度ヲ襲用シタル俛」であり、「本県ノ土地ニ関シテハ其丈量並処分ヲ完了スル迄ハ当分民法ヲ施行セサルコト」にしたいとの回答があったこと。

(4) 内務省からのこの回答を受けて「民法中不動産上ノ権利ニ関スル規定ハ当分ノ内之ヲ沖縄県ニ施行セス」という沖縄条項が民法施行法案第10条として起草され、明治31年5月11日の民法施行法整理会で議論のすえ確定案となったこと。

(5) 明治31年5月に行われた帝国議会衆議院における民法施行法案の審議では沖縄条項は全く議論されず、他方同年6月に行われた貴族院における審議では政府より議院法28条但書による緊急事件の議定要求がなされたため実質審議抜きで可決されたこと。

(6) 法典調査会で並行して行われていた不動産登記法案策定の初期段階の決議案(明治29年7月30日)には「本法ハ民法施行ノ日ヨリ施行ス但沖縄県伊豆七島及ヒ小笠原島ニハ当分ノ内之ヲ施行セス」との条項が存在したが、この条項の但書はその後法案から削除され、帝国議会衆議院における不動産登記法案の特別委員会審議(明治31年6月4日)では民法施行法中の沖縄条項の存在を前提として不動産登記法は当分の間沖縄県に施行されない旨の答弁がなされたこと。

(7) 民法施行法に関する唯一の実質的な解説書である宮田四八著『民法施行法講義』は「本条制定の際大に議論ありて起草委員も頗る其取舍に困む程なりし」と指摘していたこと。

(8) 明治36年11月20日、司法・大蔵・内務3大臣連名で「民法中不動産上ノ権利ニ関スル規定ヲ沖縄県へ施行スル法律案」の閣議決定が稟請されたこと。

(9) 同法案は「民法中不動産上ノ権利ニ関スル規定ハ沖縄県ニ之ヲ施行ス」という内容であり、その提案理由は「沖縄県ニ於ケル土地整理事業ハ全部完了シタルニ付キ之ニ伴ヒ民法中不動産上ノ権利ニ関スル規定ヲ同県下ニ施行スルノ必要アリ」というものであったこと。

(10) 同法案は同年12月10日に閣議決定され、第19回帝国議会に提出されることになったが、同日開会された第19回帝国議会が翌日解散されたため、結局同法案は第19回帝国議会に提出されなかったこと。

(11) その後明治38年12月6日に至り、司法・大蔵・内務3大臣連名で再び「民法中不動産上ノ権利ニ関スル規定ヲ沖縄県へ施行スル法律案」の閣議決定が稟請されたが、審議過程で同法案の内容が「民法施行法中左ノ通改正スノ第十条 削除」と修正され、法案の名称も「民法施行法中改正法律案」と修正されたうえで、明治39年1月27日閣議決定

されたこと。

(12) 同法案は明治39年2月2日第22回国議会に提出されたが、貴族院でも衆議院でも法案の内容について実質的な審議はほとんど行われずに原案通り可決され、明治39年3月22日に法律第13号「民法施行法中改正法律」として公布されたこと。

(13) 同法は、明治39年5月勅令第120号により明治39年7月10日に施行され、同日より沖縄県にも民法中不動産上の権利に関する規定が適用されることになったが、結果として、土地整理事業の完了(明治36年)、臨時沖縄県土地整理事務局官制の廃止(明治37年3月3日)にもかかわらず、沖縄県への民法中不動産上の権利に関する規定の適用が2年余り遅れたこと。

(14) 民法施行法はその立案当時新聞では「民法施行条例」という名称で報道されていたこと。

(15) 明治36年12月10日に閣議決定されながら解散のため帝国議会に提出されなかった「民法中不動産上ノ権利ニ関スル規定ヲ沖縄県へ施行スル法律案」については当時ほとんど新聞で報道されなかったこと。

(16) 明治39年の民法施行法中改正法律により沖縄条項が削除され沖縄県に漸く民法中不動産上の権利に関する規定が適用されることになったが、登記所(区裁判所出張所)の設置は明治39年7月まで待たねばならなかったこと。

(17) 以上の考察を通じて、沖縄の固有法たる旧慣土地制度の存在が沖縄県への不動産法の適用を困難としたため、沖縄条項を定めて土地整理事業による土地所有権の確定まで不動産法の適用を保留せざるを得なかったことが明らかになったこと。

(18) また、不動産登記法とその付屬法令には沖縄県への適用除外に関する明文の規定はなく、明治39年3月の民法施行法中改正法律により沖縄条項が削除されるまでは、解釈上不適用とされていたことが明らかになったこと。

(19) 最後に、沖縄条項の削除と不動産登記制度の適用が沖縄県における土地の処分可能性=流動性を高めて一部に土地集積現象を生み出すとともに、債権担保手段として新たな不動産担保制度が登場したことが、沖縄の経済社会に大きな影響を与えたこと。

沖縄条項の制定・削除過程をめぐる以上の諸点は従来の研究では論じられてこなかった知見であると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 1件)

青嶋 敏編集、青嶋 敏発行、民法施行
法第十条(沖縄条項)に関する資料集、
2015年、71ページ

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青嶋 敏 (AOSHIMA, Satoshi)

愛知教育大学・教育学部・教授

研究者番号: 10202483

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: